# 物 件 調 書

#### 注意事項

- ① 本調書の記載内容は、契約締結前に行う重要事項の説明の、1.不動産の表示、2.売主の表示と 占有に関する事項、3.登記簿に記載された事項、4.法令に基づく制限の概要、5.敷地と道路と の関係、6.私道に関する負担等に関する事項、7.飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設 の整備状況、8.一棟の建物又はその敷地の管理・使用に関する事項についての説明内容と同じ ものです。
- ② 物件調書は、2024年9月12日調査時点のものであり、周辺の状況や法令等につきましては、申し込み時点で変わる場合がありますので、申し込み前に十分現地等調査の上御検討下さい。
- ③ 物件につきましては、現状有姿での引渡しとなります。

#### 地図提供

ゼンリン住宅地図配信サービス

https://zapl.znet-town.net/znettown/app/login.php?CID=01532101001

西日本高速道路株式会社

大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ19階 保全サービス事業部管理課 電話06-6344-7159

# 1. 不動産の表示 (※敷地権登記がある場合に利用)

広告番号	_	物件番号	R6 九-1				
名称	エンゼルハイム首	エンゼルハイム首里坂下					
住居表示	沖縄県那覇市松川	二丁目 18番2号					

‡ [ }	所在	那覇市松川二丁目	11 番地								
ー棟の建物 の表示	構造	鉄筋コンクリート	造コンク	リート	屋柑	艮6 階建					
物	延床面積	885. 23 m²	885. 23 m²				期	平成2年	8月	新築	
	家屋番号	松川二丁目 11 番	松川二丁目 11番の 101			建物の番号 101					
専	種類	車庫	車庫 構造			鉄筋コンク	ı IJ	ート造1	皆建		
有	床面積	1 階部分 50.73	m²(持分3	3分の1)	)						
専有部分の表示	家屋番号	松川二丁目 11 番	の 501		3	建物の番	号	501			
宗	種類	居宅		構造	釒	鉄筋コンク	7 J	ート造1	皆建		
	床面積	5 階部分 77.99	m²								
		•									
附 有 属											
有達無物											
[XIII] 125											
		敷地権の目的たる土地の表示 敷地権の表示									
符号	戸	<b>「在および地番</b>	}	地目	地	積(m²)	5	敷地権の種	類	敷地権	の割合
1.	那覇市松川	二丁目 11番	宅	地	430.02		所有権			101:	
										85912 分	·O 1416
										(上記の	うち売
										主持分に	t 85912
										分の 472	2)
										501:	
										85912 分	·の 8907
		合計			430	. 02					
一棟の	建物の敷地に	関する権利									
面積		実測		登記	]簿			建築	確認	の対象面	ī積
碩		m² 430. 02 m² 432. 91 n						32. 91 m²			
権利	]の種類	敷地権( 1.所有権	<b>•</b> 2	. 地上権		• 3. 賃借	<b>堵</b>	)			
<b>重</b> 。	土地の	住所									
所有権以外	所有者	氏名						地代	月客	頁	円
<b></b> 好合	対象面積	(登記簿・実測)	m²			期限		年	月	日	

備者				

# 2. 売主の表示と占有に関する事項

(1) 売主 [1.登記名義人と同じ・2.登記名義人と異なる]

( - / / - / -	
住 所	大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
氏 名	西日本高速道路株式会社
備考	

(2) 売買契約締結時の占有に関する事項 第三者による占有(有・無)

住 所	
氏 名	
占有に関する	
権利	

## 3. 登記簿に記載された事項

		1111日日 1211日 1711日 1711		
			住所	大阪市北区堂島一丁目6番20号
		名義人	氏名	西日本高速道路株式会社
	甲		八石	※家屋番号:松川二丁目 11番の 101 については持分 3分の 1
	区		有・無	
7-1		所有権にかかる権		
建 物		利に関する事項		
			有・無	
	乙	所有権以外の権利		
	区	に関する		
土 地		5	住所	
	甲	名義人	氏名	
理権の	区	Tr +14x) - 1, 1, 2, 7 4x	有・無	
場合		所有権にかかる権		敷地権につき建物と一体。
借地権		利に関する事項		
(借地権の場合、借地権の対象となるべき土地)			有・無	
ずとなっ	乙	所有権以外の権利		
るべき	区	に関する		
地				

# 4. 法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

区域区分	1. 都市計画区域       (1. 市街化区域)       2. 市街化調整区域       3. 線引きされていない区域)         2. 都市計画区域外(1. 準都市計画区域       2. 都市計画区域・準都市計画区域外)					
都市計画道路	有・無 (1.計画決定 2.事業決定 名称 幅員 m)					
土地区画整理事業	計画 有・無・施行中 名称					
備考						
当マンション各前面	i道路は以下の都市計画道路ですが、当マンションが隣接する部分については整備					
<u> </u>						
・当マンション北西側前面道路 … 3・4・5 松川石嶺線 代表幅員 16m						
・当マンション北東	延側前面道路 … 3・5・那 23 金城線   代表幅員 13m					

### (2) 建築基準法に基づく制限

(2	)建築	基準法に基づく制限						
用	1.第一程	重低層住居専用地域	2.第二種低層住居専用地域	3.第一種中高層住居専用地域				
途	4.第二程	重中高層住居専用地域	5.第一種住居地域	6.第二種住居地域				
	7.準住/	居地域	8.田園住居地域	9.近隣商業地域				
地	10.商業	地域	11.準工業地域	12.工業地域				
域	13.工業	専用地域	14.用途地域の指定無し					
建ペ	い率		60%					
容積	率	!	200%					
1.夕	<b>小壁後</b>	退 2.壁面線の制刷	見 有・無					
敷	地 面	積の最低限月	ま 有・無					
地	44. 00	1.第( )種特別工業地区	2.第( )種文教地区 3	.小壳店舗地区				
域	特別用途	4.事務所地区 5.娯等	と・レクリエーション地区	6.観光地区				
地	地区	7.特別業務地区 8.厘	9.中高層階住居専	用地区 10.商業専用地区				
区	地区	11.研究開発地区						
	1.防火	地区 2.準防火地区 3.5	第( )種高度地区 4.事務所地	区 5.特定街区				
街	6.美観	也区 <u>7.第()</u> 種風致地區	图 8.災害危険地区 9.地区計	画区域 10.法22条地域				
区	建築協定   有・無							
建物	建物の高 1.道路斜線制限・2.隣地斜線制限・3.北側斜線制限・4.絶対高さ制限(10m・12m)							
さ	さ 制 限 5.日影による中高層の建築物の制限							
私道	私道の変更または廃止の制限無							
備考								

#### (3) その他の法令に基づく制限

, , -		1 11:414 :					
3.古都保存法		10.近畿圏の近郊整備区域及び都市	18-2.首都圈近郊緑地保全法	26.全国新幹線鉄道整備法			
4.都市緑地法		開発区域の設備及び開発に関する 法律	18-3.近畿圏の保全区域の整備に関	27.土地収用法			
5.生産緑地法		11.流通業務市街地整備法	する法律	28.文化財保護法			
5-2.特定空港周	辺特別措置法	12.都市再開発法	18-4.都市の低炭素化の促進に関す	29.航空法			
5-3.景観法		12-2.沿道整備法	る法律	(自衛隊法において準用する場合 を含む)			
6.土地区画整理	法	12-3.集落地域整備法	18-5.水防法	30.国土利用計画法			
	成における住宅及び	12-4.密集市街地における防災街区	18-6.下水道法	30-2.核原料物質、核燃料物質及び			
住宅地の供給( 措置法	の促進に関する特別	の整備の促進に関する法律	19.河川法	原子炉の規制に関する法律			
6-3.地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進に関		12-5.地域における歴史的風致の維 持及び向上に関する法律	19-2.特定都市河川浸水被害対策法	31.廃棄物の処理及び清掃に関する 法律			
する法律		13. 港湾法 20. 海岸法		32.土壤汚染対策法			
6-4.被災市街地	復興特別措置法	14. 住宅地区改良法	20-2.津波防災地域づくりに関する	33.都市再生特別措置法			
7. 新住宅市街	地開発法	15. 公有地拡大推進法	法律	33-2.地域再生法			
7-2.新都市基盤	整備法	16. 農地法	21.砂防法	34.高齢者、障害者等の移動等の円			
8.旧市街地改造	÷ 注	17. 宅地造成等規制法	22.地すべり等防止法	滑化の促進に関する法律			
(旧防災建築?	<b>封区造成法において</b>	17-2.マンションの建替え等の円滑	23.急傾斜地法	35.災害対策基本法			
準用する場合に	二限る)	化に関する法律	23-2.土砂災害防止対策推進法	36.東日本大震災復興特別区域法			
9.首都圏の近郊整備地帯及び都市 開発区域の整備に関する法律		17-3.都市公園法	24.森林法	37.大規模災害からの復興に関する 法律			
		18. 自然公園法	25.道路法				
	5-3.景観法について、当マンションは、同法に基づく景観計画区域内(住居-2)に存しております。当マン						
ションにて一定規模を超える建築物の建築等を行う場合は、市長に対し、同法に基づく届出を行う必要							

制限の 概要 5-3.景観法について、当マンションは、同法に基つく景観計画区域内(住居-2)に存しております。当マンションにて一定規模を超える建築物の建築等を行う場合は、市長に対し、同法に基づく届出を行う必要があります。

33.都市再生特別措置法について、当マンションは、同法による那覇市立地適正化計画に基づく居住誘導区域内(A)および都市機能誘導区域外に存しております。当マンションにて、同計画に定める誘導施設の建築等または誘導施設の建築を目的とする一定規模以上の開発行為を行う場合は、工事着手の 30 日前までに市長への届出が必要となります。

# 5. 敷地と道路との関係

	道路の種類	1. 公道	2. 私道(位	置指定道路の	場合	年	月	目	第	号)	
4 <del>4</del> 2 - 7 - 4		北西側	公道 幅員	:約15.5m	接道幅:	約1	l1.7r	n			
接面道路	祖昌	南側	公道 幅員	:約4m	接道幅:	約1	l4. 4r	n			
<b>退</b> 路	幅員・接道幅	※北東側	公道(市道	崎山松川線)	の歩道部	分は	道路	法の	道路[	区域に含まれて	てい
		ないため	、接道とは	みなされませ	$\mathcal{N}_{\circ}$						

## 6. 私道に関する負担等に関する事項

対象不動産に含まれる	負担面積	有・無	m²(持分
私道に関する負担内容	負 担 金	有・無	
備考			

## 7. 飲用水・ガス・電気の供給設備及び排水施設の設備状況

	直ちに利用可能な施設	各施設の整備予定・負担金	備考
飲用水	1. 公営水道 2. 私営水道 3. 井戸	有・無 年 月頃	
ガス	1. 都市ガス 2. 個別プロパン 3. 集中プロパン	有・無 年 月頃	
電気	有	有・無年月頃	
排水	1. 公共下水 2. 個別浄化槽 3. 集中浄化槽	有·無 年 月頃	

## 8. 一棟の建物又はその敷地の管理・使用に関する事項

(1) 共用部分に関する規約の定め

はならない。

	エントランスホール、ポーチ、エレベーターホール、 エレベー ター機械室、廊下、 パ					
共用部分	イプスペ	ース、屋根、床スラブ、界壁、外壁、基礎部分、 柱、梁、 バルコニー、各階段				
	および階	段室、 管理人室				
共用部分の共有持分		専有部分の床面積の割合による				
規約の定め	有・無					
備考						

# (2) 専有部分の用途その他の制限に関する規約等の定め

規約の定め	有・無			
備考				
管理規約第12	条(抜粋)			
区分所有者は、	その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。			
2. 区分所有者	は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項			
の住宅宿泊事	<b>巻に使用してはならない。</b>			
4. 区分所有者	は、その専有部分を消防法・建築基準法等の関係法規に抵触するシェアハウス(建築基準			
法上の寄宿舎に該当する利用行為)等の用途に供してはならない。				

7. 車庫部分の区分所有者は、その専有部分を専ら駐車場として使用するものとし、他の用途に供して

#### (3) 専用使用権に関する規約等の定め

一棟の建物およびその敷地の専用使用権について

名称	有無	専用使用権をなしうる者の範囲	専月	用使用料の有無と帰属先
バルコニー	有·無	区分所有者、占有者	有·無	1. 管理組合・2. その他()
メーター類	有·無	区分所有者、占有者	有·無	1. 管理組合・2. その他()
集合郵便受	有·無	区分所有者、占有者	有·無	1. 管理組合・2. その他()
玄関扉、窓枠、窓ガラス	有·無	区分所有者、占有者	有·無	1. 管理組合・2. その他()

#### 対象不動産に付随する専用使用権について

名称	使用部分、面積、期間、料金等
バルコニー	対象不動産付設部分 面積:19.15 m² 使用料:区分所有権存続中無償
メーター類	対象不動産付設部分 使用料:区分所有権存続中無償
集合郵便受	対象不動産付設部分 使用料:区分所有権存続中無償
玄関扉、窓枠、窓ガラス	対象不動産付設部分 使用料:区分所有権存続中無償

### (4) 管理について

管理の形態		1. 3	全部委託管理	2.	一部委託管	管理 3. 自主管理	
管理委託先	名称	株式会社	長谷工コミュニ	ニティ沖縄	TEL	0120-009-226	
	所在	沖縄県那覇市久茂地三丁目 15番9号 アルテビルディング那覇 5F					
		中高層分譲共同住宅管理業者登録規定による				国土交通大臣(1)第 034480 =	셤
		登録を受け	けている場合の	)登録番号			
通常の管理費	101(分詞	譲駐車場)	月額金 2,200 円(2024 年 7 月 31 日現在)				
	501(住)	<b>戸</b> )	月額金 20,88	0 円(2024年	年7月31日	3現在)	

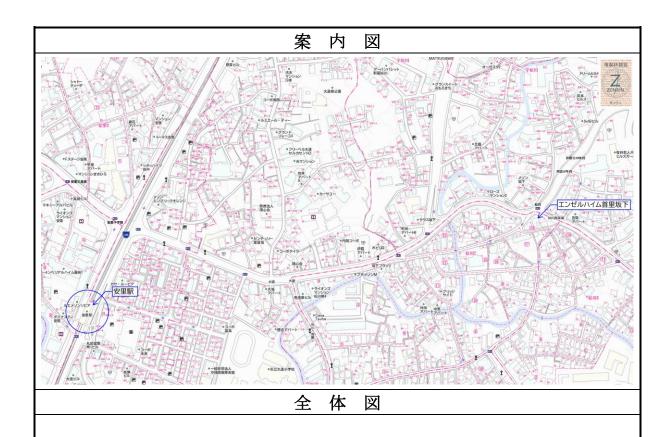
#### (5) 計画修繕積立金等に関する事項

計画修繕積立金制度	有・無			
規約の定め	管理規約第25、28、49条をご覧下さい。			
	101(分譲駐車場)月額金 1,770円 (2024年7月31日現在)			
修繕積立金	501(住戸) 月額金 10,800 円 (2024 年 7 月 31 日現在)			
	[滯納額 0円(2024年7月31日現在)]			
すでに積立てられている額	(6)その他 参照			
(明確に会計が区分されている場合に限る)				

#### (6) その他

管理会社より開示された管理に係る重要事項調査報告書によると、2023 年 11 月現在の管理組合の収支・財産状況として以下の記載がされています。

- 修繕積立金会計繰越額: -1,346,810 円
- ·修繕積立金会計資産総額:5,096,366円(内、滞納額 10,880円)
- ·修繕積立金会計負債総額:6,443,176円(内、借入金残高 3,835,729円)



別添「分譲時パンフレット」をご参照ください。

## 間 取 図

別添「分譲時パンフレット」をご参照ください。

※本図は概略図です。本図と現況が異なる場合は現況が優先します。